

【地方創生推進交付金事業】

平成29年度 中小企業人材確保支援事業（「おおさかUIJターン促進事業」） 仕様書

1 委託業務名

【地方創生推進交付金事業】

平成29年度 中小企業人材確保支援事業（「おおさかUIJターン促進事業」）

2 業務の趣旨・目的

総務省「住民基本台帳人口移動報告」によると、大阪府から東京圏に対して毎年1万人以上が流出している。特に、働き盛りの20代・30代については、7,000人以上が転出している。

そこで、東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県の一部）などの大手企業等で働く経験豊富な人材や、基礎学力や専門知識だけでなく高い社会人基礎力を有する企業が求める若者などを大阪へ還流（以下「UIJターン就職」という。）させることにより、中堅・中小企業の人材確保を図る。

3 履行期間 平成29年4月上旬（予定）～平成30年3月31日

4 履行場所 大阪府が指定する場所

5 委託金額の上限額 31,829千円（消費税及び地方消費税含む）

6 業務内容及び提案事項等

大阪市内（OSAKAしごとフィールド）に拠点を設置し、府内中堅・中小企業の魅力を効果的に発信しながら、UIJターン就職希望者のフォローや掘り起こし、交流企画の実施などを行い、東京圏を中心としたUIJターン就職希望との就職マッチングを促進し、府内中堅・中小企業の人材確保を支援していく。

具体的には、下記、仕様書の各項目について提案し、適宜大阪府と協議の上、計画・実行・検証・改善をくりかえしながら実施すること。

なお、自社リソースの活用を提案する場合は、本事業に利用可能なもののみ提案に含めること。

また、本事業と同時に募集を行っている「地方創生推進交付金事業 平成29年度若者安定就職応援事業」（以下「若者事業」という。）の両事業間で緊密な連携を図ることはもちろんのこと、その他の府の雇用施策のみならず国や市町村などの関連施策とも十分連携し、効率的・効果的な事業運営に努めること。

*本事業における「東京圏」の定義は、多極分散型国土形成促進法及び同施行令を参考に、次の地域とする。

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県及び茨城県の次の市町村とする。

(土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、つくばみらい市、小美玉市、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町)

(1) 事業実施場所・運営体制について

本事業を実施するにあたり、大阪府の就業支援拠点「OSAKAしごとフィールド^{*1}」(以下「OSF」という。)に事業実施場所を設置すること。

OSF内の事業場所については、若者事業と連携し、求人開拓業務や中堅・中小企業魅力発信業務を行うこと。

(1-1) 事業実施場所

<大阪における事業実施場所の概要>

以下の設置場所で事業実施すること。

■設置場所：エル・おおさか本館3階（OSF内に設置）

- ・広さ：約25㎡
- ・賃料：無償
- ・平面図、使用できる備品一覧は別紙のとおり。

※業務に必要な電話回線工事やLAN工事は受託者負担により実施すること。

※光熱費（共益費含む）は、OSAKAしごとフィールドの受託者が負担する。

(*1) OSAKAしごとフィールド

年齢や性別、障がいの有無に関わらず、全ての求職者に対応し、就職活動に関するきめ細かな情報の提供や個別支援を行う大阪府の総合就業支援施設。

中小企業を対象にセミナーやミニ面接会を行うなど、中小企業の人材確保支援も実施。

参考URL：<http://shigotofield.jp/>

■その他の事項：

- ・案内看板、館内表示など、事業実施場所の利用者にとって、利便性向上や本事業の円滑な運営に必要な対策を講じる必要がある場合は、大阪府と協議すること。
- ・職業安定法で定める有料職業紹介事業の許可申請は事業者で行うこと。ただし、職業安定法に基づく職業紹介を行う場所については、別紙、平面図のとおりとする。
また、別紙備品一覧のうち、使用する備品については、別途、大阪府と協議するものとする。
- ・求人開拓やUIJターン就職希望者等とカウンセリング、マッチングを行う場合は、職業紹介責任者の配置も含め、有料職業紹介事業の許可基準の要件を満たしていること。

<東京圏における対応について>

- ・本業務を実施するにあたり、東京圏でのUIJターン就職希望者に対するフォローや相談については、受託者が有する職業紹介場所等で実施すること。

(1-2) 実施運営体制

以下の実施体制で実施すること。

職種等	人数	必要な資格・経験等
① マネージャー	1人以上	・職業紹介や人材育成の業務に3年以上従事した経験を有すること。
② キャリアカウンセラー	2人以上	・職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づいて行われる技能検定に合格した「キャリア・コンサルティング技能士（1級及び2級）」、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第125条に規定する「キャリア形成促進助成金」の対象となる試験のうち、厚生労働省職業能力開発局長が指定する「キャリア・コンサルタント能力評価試験」に合格した者、又はキャリアカウンセラーに順ずる経歴やノウハウを有する者であること。 ・職業紹介や人材育成の業務に3年以上従事した経験を有すること。
③ スタッフ	1人以上	・企業訪問等の営業経験を有すること。

【留意点】

- ・①～③は兼ねることができない。
- ・職業紹介責任者の配置も含む、有料職業紹介事業の許可基準の要件を満たしていること。
- ・OSF内に①～③が必ずしも常駐する必要はない。
- ・ただし、本事業開始後、大阪府との調整等に対応するため、マネージャー又はそれに準じる者と必ず連絡が取れるようにするとともに、府民からの問合せに対応できる体制を構築すること。

(提案事項1)

- ・事業全体の具体的なスケジュールを提案すること。
- ・マネージャーなど、従事者の職種、資格、経歴等を明記すること。
- ・配置する人数やスキル（業務経験年数や類似事業での実績等）を明示のうえ、具体的に組織図を添付の上、提案すること。
- ・事業実施にあたり、連携できる関係機関があれば、連携実績等を記載するとともに連携体制図を添付の上、提案すること。
- ・職業紹介や就職相談などを実施するにあたり、効率的かつ効果的な手法を具体的に提案すること。
- ・企業情報及び個人情報の管理方法について提案すること。
- ・過去に同種又は類似する事例に取り組んだ実績があれば、記載すること。

【提案にあたっての留意点】

- ・合理的で具体的なスケジュールを提示すること。

(2) 支援対象企業の求人開拓

【業務内容】

金融機関や経済団体などとの連携、受託者のネットワークやリソースなどを最大限活用するなどし、下記(ア)から(ウ)の条件を満たす企業(以下「支援対象企業」という。)の求人開拓を行うこと。

《開拓する企業の条件》

- (ア) 平成30年4月1日までに新たに安定就職者の採用を考えていること。
- (イ) 原則、大阪府内に本社又は、事業所を有する従業員数1,000人未満の企業であること。
- (ウ) 信用調査会社等から成長性や安定性等において高い評価を得ていること。または、金融機関、商工会・商工会議所などの紹介や推薦を受けていること。
(具体的な評価基準は委託契約締結後に府と調整の上、決定します。)

【留意点】

- ・本仕様書の項目(6)記載の大阪府が求める目標の達成が可能となるよう、受入れ求人を確保すること。
- ・支援対象企業については、本仕様書(3)に定める魅力発信Webサイトや魅力発信情報誌に企業情報などを掲載すること。
- ・地方創生推進交付金「平成28年度おおさかUIJターン促進事業」で作成した『関西優良企業就活ガイド2018(ダイジェスト版)』及び魅力発信Webサイトに掲載されている企業情報については、本事業において活用することができる(提供情報については、別途大阪府と協議すること。)

(提案事項2)

- ・支援対象企業の開拓方法及びスケジュールを提案すること。
- ・提案する手法が効率的・効果的かつ実現可能である根拠も併せて提示すること。

【提案にあたっての留意点】

- ・支援対象企業の開拓等にあたり、民間信用調査会社や商工会・商工会議所等の情報を活用する場合、受託者が本事業の事業費で購入すること。

(3) 府内中堅・中小企業の魅力発信

【業務内容】

主に大阪における事業実施場所において、東京圏を中心としたUIJターン就職希望者や府内の若年求職者などに対して、府内中堅・中小企業の魅力などを発信・提供するためのWebサイトの運営や情報誌の発行を行うこと。

(3-1) 魅力発信Webサイトのメンテナンス、運営

東京圏を中心としたUIJターン就職希望者や府内の若年求職者などに対して、府内中堅・中小企

業の魅力などを発信し、府内企業への就職の意欲を喚起するための魅力発信Webサイトを運営する。
WEBサイトについては、大阪府のサブドメインを取得し運用しており、継続して利用すること。
(<http://www.kigyo-miryoku.pref.osaka.lg.jp/>)

また、コンテンツに工夫を凝らすとともに、WebサイトだけでなくSNSなどを活用した情報発信を行っていくこと。

(a) 掲載情報について

Webサイトに掲載する企業情報については、概ね下記(ア)から(キ)の内容を含むよう編集すること。(具体的な掲載内容は委託契約締結後に府と調整の上、決定すること。)

- (ア) 企業情報は、府内を5地域(北摂、北河内、大阪市内、中・南河内、堺市以南)分けて閲覧・検索できるよう作成すること。
- (イ) 求職者が掲載企業の成長性や安定性を客観的に評価できるよう、概ね次の項目を網羅すること
 - ・会社基本情報(住所、設立年月日、資本金、正社員数、事業所所在地、事業内容、主要顧客)
 - ・業績データ(過去3年の社員一人当たりの売上高、過去3年の売上高、過去3年の営業利益)
 - ・採用関連データ(過去3年の新卒及び中途(既卒)採用実績、新卒初任給実績、年間休日日数、月平均残業時間、平均勤続年数、平均年齢、離職率、年平均の年休消化率、モデル年収)
- (ウ) 大阪府の「大阪の元気!ものづくり優良企業賞」、「大阪府障がい者サポートカンパニー」、厚生労働省の「若者応援宣言企業」、「子育てサポート企業」等、官公庁から認定された企業を掲載する場合には、閲覧者にわかりやすくするために、ロゴマークを記載すること。
- (エ) 大阪府が実施する人材還流施策や、OSFなど大阪府内の就業支援の取組みを紹介すること
- (オ) 大阪への移住者インタビューを掲載すること
- (カ) 大阪の都市の魅力などを分かりやすく伝えること
- (キ) 移住促進等に関する情報をまとめたリンク集を作成すること

【留意点】

- ・Webサイトについては、平成28年度おおさかUIJターン促進事業で構築したシステムを活用することができる。
- ・Webサイトに掲載する企業数は、500社以上とし、随時公開すること。
- ・スマートフォンやタブレット端末での閲覧が可能にすること。
- ・Webサイトに必要とされるセキュリティー対策を実施すること。

(3-2) Webサイトの情報をベースとした魅力発信情報誌の制作・発行

就職支援施設や大学のキャリアセンター等を利用して就職活動を行う東京圏を中心としたUIJタ

ーン就職希望者や府内の若年求職者などに対して、大阪で働くことに対する意欲を喚起するために、府内企業の魅力などをまとめた情報誌（以下「ダイジェスト版」という。）を制作・発行すること。
詳細については、大阪府と協議すること。

【留意点】

- ・掲載情報の収録については、訪問取材に限らず、限られた期間の中で効果的な手法を用いて行うこと。
- ・ダイジェスト版の掲載企業数は、50社以上とすること。
- ・ダイジェスト版の発行は、平成29年12月までに完成すること。
- ・ダイジェスト版の作成部数は、1,000部以上とすること。
- ・原稿は府においても事前に確認を行う。

（3-3） 情報掲載料の受益者負担

本年度から、魅力発信Webサイト並びに冊子掲載企業からは、情報掲載料として、一定の受益者負担を求めていく。情報掲載料として、Webサイト掲載1社あたり最低2万円、WEBサイトと情報誌（ダイジェスト版）のセット掲載料を1社あたり最低3万円とする。

これら企業から徴収した費用については、Webサイトのメンテナンス費用や情報誌の印刷費用等に充当し、本事業を効果的に実施していくこと。

【留意点】

- ・情報掲載料に関する入金管理等の債権管理は受託者の責によって行うこと。

（3-4） 効果的なプロモーションツールの作成

東京圏を中心としたUIJターン就職希望者のフォローや掘り起こし、府内中堅・中小企業への求人開拓などを円滑に進めるための事業周知用のチラシやポスターなど効果的なプロモーションツールを作成すること。

また、本事業の事業成果を達成するため、様々な広報媒体や広報ツールを活用しながら工夫を凝らしたプロモーションを行うこと。

詳細については、大阪府と協議すること。

(提案事項3)

- ・ U I J ターン就職希望者の掘り起こしや各種イベントの集客などを目的とした、斬新で効果的な広報ツールを活用した、広報戦略について提案すること。
- ・ 魅力発信Webサイトについて、どのような情報を掲載・更新し、動画等をどのように活用するか、製作スケジュールも併せて具体的に提案すること。
- ・ 魅力発信情報誌（ダイジェスト版）について、どのような情報を掲載し、どのように活用するか、製作スケジュールも併せて具体的に提案すること。
- ・ Webサイトやダイジェスト版の完成イメージを提案すること。
- ・ プロモーションに関して、連携可能な企業、組織、団体等がある場合は、記載すること。
- ・ 提案する手法が効率的・効果的かつ実現可能である根拠も併せて提示すること。

【提案にあたっての留意点】

- ・ デザインやページ構成、編集記事など、具体的な完成イメージがわかるよう、画像も使ってわかりやすく提案すること。
- ・ Webサイトの制作・運営について、府が指定するホスティングサーバー等を利用する。また、ドメイン管理費やサーバー費用等は、本事業の事業費から支出すること。
- ・ Webサイトやダイジェスト版に掲載する企業情報の収集については、U I J ターン就職希望者に対して、府内企業の魅力などを発信し、U I J ターン就職に結び付けることを目的に発行するものであるが、一定の品質を確保しつつ、いかにコストを抑えて制作できるかについても提案すること。

(4) U I J ターン就職希望者へのフォローや掘り起こし・登録

【業務内容】

大阪府がこれまで実施してきたU I J ターン事業などで蓄積された個人情報（事業登録者など）に対するフォローを行なうこと。

また、東京圏を中心に大阪で働きたいと考えるU I J ターン就職希望者を効果的に掘り起こすため、民間企業が開催する就職・転職イベントに出展し、本事業への参加登録を促進していくこと。

(4-1) U I J ターン就職相談支援

- ・ 事業登録者に対する電話フォローや個別相談を実施すること。必要に応じて、受託者が保有する東京圏の職業紹介場所などにおいて支援すると。
- ・ U I J ターン就職希望者に対して、キャリアカウンセリングなどを実施し、(2)で開拓する採用ニーズのある府内中堅・中小企業への就職に結びつけるための支援を行うこと。
- ・ 面接対策やS k y p e 面談など、マッチング精度を高める取組みをすること。

(4-2) 国や民間企業が実施する移住や就職・転職イベントへの出展

- ・ 東京圏などにおいて、U I J ターン就職希望者の掘り起こしを目的に、民間企業などが実施する就職・転職イベントに出展すること（2回程度を想定）。
- ・ 本仕様書では具体的な回数及び参加企業数を定めないが、事業目標である安定就職者数 60 人の達成につながるような具体的な取組みをすること。

- ・ 出展イベント名、時期、場所等については、必ず大阪府と協議すること。

(4-3) 職業紹介の実施

- ・ 職業紹介については、職業安定法その他関係法令に基づき実施すること。

(4-4) 東京圏の大学との連携強化

- ・ 大阪府では、東京圏の大学とのUIJターン就職支援協定の締結を検討しており、これに係る大学ヒアリングを実施すること。
- ・ 東京圏の大学で実施されるUIJターン就職相談会などに参加すること。

【留意点】

- ・ 地方創生推進交付金「平成28年度おおさかUIJターン促進事業」などで取得した約6,500件の個人情報（氏名、連絡先等）については、本事業において、活用することができる（提供情報については、別途大阪府と協議すること。）
- ・ 本事業においては、提案者が保有するリソース以外にも、外部ネットワークの活用やリソースなどを活用して、事業登録者の確保を行うこと。

(提案事項4)

- ・ UIJターン就職希望者のフォローや掘り起こしについて、募集方法、周知先、スケジュール等を具体的に提案すること。
- ・ 掘り起こし人数などに関する月次目標など、事業成果達成に必要と考える具体的な登録者数の月次目標、進捗目標を提案すること。
- ・ 業務を実施するにあたり活用可能な自社のリソース、外部リソースなどを提案すること。
- ・ 提案する手法が効率的・効果的かつ実現可能である根拠も併せて提示すること。

【提案にあたっての留意点】

- ・ UIJターン就職希望者のフォローや掘り起こし方法について、斬新なアイデアによる具体的かつ効果的な提案をすること。
- ・ 民間イベントへの出展についての受託実績、成果等を有している場合は、記載すること。

(5) 府内中堅・中小企業とUIJターン就職希望者との交流企画の実施

【業務内容】

東京圏を中心としたUIJターン就職希望者が府内中堅・中小企業への就職に結びつくよう、企業との交流会やセミナーなどを実施すること。なお、低コストで高い効果が見込める独自の企画を提案し実施すること。

(5-1) 府内中堅・中小企業との交流会の開催

- ・ 東京圏などにおいて、UIJターン就職希望者と府内中堅・中小企業との交流会を開催すること。
- ・ 回数並びに参加者数については、仕様上、定めないが、事業目標である安定就職者数60人の達成につながるような取組みとすること。

【留意点】

- ・交流会の開催にあたっては、労働関係法令に違反しないよう、特に下記の点に十分注意すること。
- ・例えば、「合同企業説明会」形式をとる場合、企業が採用広報活動の一環として参加求職者に企業情報を説明する場であり、面接などの選考活動を行うことはできない。この場合は、主催者側である受託者の責任において、出展企業に十分周知すること。
- ・出展企業が面接などの選考活動を行う「合同企業面接会」を職業紹介事業所以外で開催するには、都道府県による職業紹介、もしくは都道府県労働局及び管轄ハローワークとの共催で実施しなければならない。十分な事前調整が必要なため注意すること。
- ・大学のキャンパス内で実施する場合は、キャリアセンターなどと十分連携し、学外からも参加できるように調整すること。
- ・支援対象企業などが説明会等に出展するための出張旅費や運搬費用は、本事業の経費で賄うことはできない。参加企業側の自己負担とすること。

(5-2) U I J ターン就職セミナー等の開催

- ・U I J ターン就職に興味はあるが、まだ希望が明確でなく、移住をためらっている人を対象に、移住に対する不安や疑問を解消し、府内企業への就職を推進するため、大阪府に対する興味喚起や支援対象企業の魅力発信を目的とした、U I J ターン就職セミナーや相談会などを開催すること。
- ・回数並びに参加者数については、仕様上、定めないが、事業目標である安定就職者数 60 人の達成につながるような具体的な取組みとすること。

【留意点】

- ・セミナー等の実施にあたり、専門性等から一部を受託者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、各種講師等への再委託により実施することができる。ただし、再委託により実施する場合は、事業開始までに内容、期間、委託先機関等について、大阪府と協議し、承認を得ること。

(提案事項5)

- ・U I J ターン就職希望者と支援対象企業との各種交流企画などについて、内容、開催スケジュール及び集客目標などを提案すること。
- ・提案する手法が効率的・効果的かつ実現可能である根拠も併せて示すこと。

【提案にあたっての留意点】

- ・U I J ターン就職に関する講演や説明以外に、府内中堅・中小企業との交流会を開催するなど、府内企業への就職の推進につながる企画を実施すること。
- ・合同企業説明会やU I J 就職セミナー等を活用した支援対象企業との交流企画などについて、それぞれ具体的に提案すること。
- ・上記企画だけでなく、提案事業者が有するノウハウや経験、ネットワークを活用した、低コストで高い効果が見込める交流企画を提案すること。
- ・これらの企画に参加したU I J ターン就職希望者に対し、その後どのように就職支援を行い、支援対象企業への就職に結びつけるのかも併せて提案すること。

(6) 事業目標の達成数

本事業の実施にあたり、大阪府が求める達成数は、以下のとおりである。

- ① U I J ターン就職希望者の安定就職者数 60 人以上
(60 人のうち 3 割 (18 人) 以上は、魅力発信 W e b サイトの掲載企業への就職者とする。)
- ② 魅力発信 W e b サイトへの掲載企業数 500 社以上
- ③ 魅力発信情報誌 (ダイジェスト版) に掲載する企業数 50 社以上

**※安定就職者：新卒・第二新卒…正社員に限る（雇用期間に定めのないもの）
新卒・第二新卒以外…正社員及び 1 年以上の契約社員**

【安定就職者数に係る留意点】

- (a) 平成 30 年 4 月 1 日までに安定就職した (する) 者に限る。
- (b) 安定就職先としては、原則、(2) で求人開拓した企業とする。
- (c) 支援対象企業以外に安定就職をした (する) 場合でも、本事業の効果であると大阪府が認めるときには本事業の成果に含めることができる。
- (d) 就職支援にあたっては、法令に抵触しない範囲で、原則として受託者が許可を受けている有料職業紹介事業を通じて行うこととする。
- (e) ハローワーク等との連携により就職した者は、本事業の成果に含めることができる場合があるが、連携手法等については、別途指示する。

(提案事項 6)
・上記①～③の各項目における達成数を提案すること。

【提案にあたっての留意点】

上記①～③の大阪府が求める達成数のいずれかの項目について、達成数が下回る提案の場合は、最優秀提案者として採択されません。

(7) 国や大阪府などが実施する人材還流施策などとの連携

- ・本事業の目標達成のため、大阪府が実施する就業支援施策や包括連携協定を締結している金融機関などとの連携を積極的に行い、本事業に取り組むこと。
- ・事業本旨の達成のため、大阪府が企画する、府民への機運の盛り上げに資するイベント等 (O S A K A ジョブフェスタ等) に大阪府からの求めに応じ、参画すること。
※詳細は、契約後別途指示する。
- ・国が実施する各種人材還流施策などと連携して、事業に取り組むこと。(H28 年度事業：厚生労働省：地方人材還流事業 (L o 活事業)、総務省：「移住・交流情報ガーデン」、「全国移住ナビ」など)
- ・ U I J ターン就職希望者からの問い合わせや相談には、可能な限りワンストップで対応すること。
ただし、他の支援機関で対応することが望ましい場合は、速やかに適切な支援機関につなぐこと。
- ・若者事業と連携した事業実施にあたっては、大阪府と協議のもと、双方の事業の相乗効果が見込

まれる手法とすること。

(提案事項7)

- ・若者事業との緊密な連携方法を提案すること。

(8) その他 (事業担当者連絡会議への参加など)

- ・本事業と若者事業などとの連携を図るために開催する、事業担当者連絡会議に参加すること。なお、会議の開催時期については、別途、大阪府担当者から指示する。
- ・事業担当者連絡会議は、事業開始後の一定期間においては、週1回程度の開催を予定している。
- ・本事業及び若者事業は、地域再生計画に基づく地方創生推進交付金を活用して実施しており、将来的に事業として自立化していくことが求められている。そこで、事業の自立化に向けた協議を大阪府と行うこと。

7 業務全体における実施上の留意点

- ・業務内容に記載する(1)～(8)の各項目を漏れなく実施し、効果的な事業運営に努めること。
- ・若者事業の受託者と連携し、一体的に運営・実施すること。
- ・就職支援対象者や支援対象企業は、原則としてOSFに登録させること。登録方法の取扱いについては、事前に大阪府およびOSFと調整すること。
- ・支援対象企業への「障がい者サポートカンパニー制度」(参考URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syougaisyasapo-token.html>)の登録勧誘や、障がい者等の職場実習先の開拓に可能な範囲で協力すること。
- ・大阪府からの求めがあった場合は、大阪府包括連携協定企業*等との連携により実施すること。なお、連携方法については、別途大阪府と協議すること。
 - *包括連携協定企業：公民連携の枠組みの中で、様々な社会的課題の解決をめざし、大阪府のパートナーとなっていたいただいている企業。
- ・提案内容については、大阪府と協議を行いながら真摯に履行すること。

8 業務実施上の留意点

- ・受託者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を大阪府に連絡し、その指示に従うものとする。
- ・受託者は、事業の過程において大阪府から指示された事案については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- ・提案内容については、大阪府と協議を行いながら真摯に履行すること。
- ・本事業は、国における事業交付決定を前提としたものであることから、国が交付決定にあたり示す見解等により、業務内容の一部や精算方法等に変更が生じる可能性がある点に留意すること。

9 報告・分析等

- ・受託者は、事業実施中、定期的に、進捗状況を大阪府に報告することとし、業務が著しく遅滞した場合などは、府の求めに応じて、原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置をと

り、その結果について書面で報告すること。

- ・業務の進捗については、日常的な報告に加え、毎月10日までに前月の事業実施状況を書面で報告すること。(報告様式等については別途協議)
- ・大阪府は、必要に応じ、業務内容等について臨時に報告を求めることがある。

10 再委託

再委託は原則禁止とする。

ただし、セミナー等の実施にあたり、専門性等から一部を受託者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、下記「再委託の承認」に基づき、大阪府から承認を得れば、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、提案内容に明記すること。

◆再委託の承認「委託役務業務における再委託等の承認事務に関する指針（抜粋）」

(1) 次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。

- ア 業務の主要な部分を再委託すること。
- イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
- ウ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。
- エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

実施にあたっては、上表及び下表に基づき、大阪府と事前に協議し、承認を得ること。

◆承認する場合に付する条件

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託する期間、再委託に要する費用、委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。なお、委託内容・指導内容を具体的に明記した委託契約書、完了報告書等を整備するとともに、発注者の求めに応じて提出しなければならない。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) 受注者は、再委託先に対して、本委託業務の主旨及び大阪府の委託事業であることを説明し、本委託事業の関係書類等を本事業終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存するとともに、発注者からの求めに応じて、受注者が実施する調査への協力について承諾させることとする。なお、再委託先の承諾が得られない場合は再委託をしてはならない。
- (5) 再委託先の選定については、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）しなければならない。な

お、経済性の観点によらず内容の優劣により選定する等、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を発注者に提出し協議しなければならない。

(6) 受注者は、委任した事務、事業が終了したかどうかを完了報告書により確認しなければならない。なお、完了報告書には、検収日を記載し、検収担当者が押印するものとする。

(7) 再委託先への支払いは受注者の名義で行うとともに、銀行振込受領書等により支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしなければならない。

1.1 事業費の取扱いについて

- ・ 本事業の経費をもって、他の業務の経費を賄ってはならない。
- ・ 事業費は実費弁済の考え方をとることとし、利益等は含めない。（事業者が実際に支払った経費分だけの請求を認め、利益率の付加は認めない。）

よって、本事業のために支出した全ての経費（既存労働者の人件費や一般管理費、雑費、諸経費等を含む）について、給与明細、公的証明書、領収書等の各種証拠書類の提示を求める。

※人件費は実際に支給した給与額等（給与明細等で証明できる額）の積み上げで積算（精算）することとし、いわゆる単価方式（例：支給実績に関わらず、主任研究員は1日60,000円で一律計上する。）は認められない。

- ・ 人件費には、諸手当、賞与、退職手当等（受託者の社内規程において、労働者に対する支払いが義務付けられている場合に限る。費用の算出・支払いについては、契約期間内における本事業従事時間を対象とする。）、社会保険（健康保険、厚生年金、介護保険、児童手当）、及び労働保険（雇用保険、労災保険）に係る事業主負担分を含む。

なお、社会保険、労働保険については、法定どおり加入させること。

（保険について、誤解釈のケースが見受けられる。積算等に当たっては、法改正等に十分留意するとともに、必要に応じて関係機関に問い合わせるなどして、違法状態とならないようにすること。）

- ・ 支援される者に係る費用（旅費、日当、資格取得に係る受験料や免許登録に係る費用等）は対象外とする。
- ・ “営利目的の事業”は本事業の対象とならない。

よって、事業費は原則として委託料により賄うこととし、収入を事業費の財源として見込むことはできない。

ただし、【本仕様書6 業務内容及び提案事項等】に記載のある、企業等から得た収入については、すべて本事業で実施する業務に限定して充当できることとし、他事業及び自社事業に充当してはならない。

事業を円滑に実施するため、委託契約に基づく業務の範囲内で事業費の精算に含まれない経費を支出する場合や、委託金額を超えて事業費を支出する場合は、あらかじめ大阪府と協議すること。

1.2 財産取得について

- ・財産価値が生じるような工事費など、財産取得となる経費は認めない。
 - ・また、物品等で本事業終了後、財産価値が残存する場合は、売却等を行いその金額を返還しなければならない。
- ※ パソコン、机等は適正な価格のレンタルが望ましい。

1.3 書類の保存について

全ての証拠書類は本事業終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

1.4 事業完了後、府へ提出するもの

- ・受託者は、事業終了後、事業報告書を大阪府に提出すること。（詳細は大阪府と協議する。）
- ・その他、本事業における成果物等の納品に関しては、個人情報、企業情報については紙媒体1部、データを入れた電子記録媒体1部を大阪府に提出することとし、それ以外のものについては大阪府から別途指示する。

1.5 精算について

- ・受託者は、本事業に係る経理と他の経理を明確に区分することとし、若者事業を同時に受託した際についても経理を明確に区分すること。
- ・大阪府は、委託期間中に、委託業務の実施状況及び経費の使用状況を確認するために、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。
- ・受託者は、事業終了後、大阪府に対して支出額を記載した収支精算書を提出し、大阪府の確認を受けること。
- ・大阪府は収支精算書と給与明細、賃金台帳、業務日誌、出勤簿、公的証明書、請求書、領収書等の各種証拠書類との確認を行う。精算の結果、見積りよりもそれぞれの事業費の実績が下回った場合は、減額・返還を求めることができることとし、大阪府からの通知に基づき返納すること。
- ・人件費の一部については、事業成果に応じて支払うこととし、支払額の算定については以下のとおりとする。
- ・事業精算金額のうち、就職マッチング業務にかかる人件費相当額（本仕様書6.（6）. ①安定就職者数の達成にかかる部分）から、大阪府の最低賃金を基に算出した人件費相当額を差し引いたものを「成果対象額」（※1）とする。

本仕様書6.（6）. ①で定める目標にかかる達成数と企業からの内定者数（※2）の和を、事業者の提案目標数で除したものを「事業達成率」（※3）とする。

成果対象額に事業達成率を乗じたものを「成果対象支払額」（※4）とする。（ただし、成果対象額を上限とする。）

「成果対象支払額」と「成果対象支払額以外の精算額」を足した金額を大阪府に支払い請求することができる。

(※1) 成果対象額 =

【就職マッチング業務にかかる人件費相当額】－【大阪府の最低賃金を基に算出した人件費相当額】

(※2) 企業からの内定者数

内定保有者と内定辞退者とする。なお、同一人物の複数カウントは不可とする。

(※3) 事業達成率 =

【本仕様書 6. (6) .①で定める目標にかかる達成数＋企業からの内定者数】÷【事業者の提案目標数】

(※4) 成果対象支払額 = 【成果対象額】×【事業達成率】

【参考：計算例】

○委託契約金額：31,829,000円（消費税及び地方消費税含む）…①

○事業精算金額（実費弁償額）：31,000,000円…②

（精算額は契約金額を上回らないものとする。）

○成果対象額（※1の計算式参照）：17,000,000円－6,780,000円

=10,220,000円（消費税及び地方消費税含む）…③

○提案目標数：60名…④

○安定就職達成者数及び企業からの内定者数：45名…⑤

○事業達成率（⑤÷④×100）：45名／60名×100＝75%…⑥（少数点第1位四捨五入）

○成果対象支払額（③×⑥）：10,220,000円×75%

=7,665,000円（円未満切捨て）≤③…⑦

○成果対象額以外の精算額（②－③）：31,000,000円－10,220,000円＝20,780,000円…⑧

○支払額（⑦＋⑧）：7,665,000円＋20,780,000円＝28,445,000円…⑨

16 その他

- ・ 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- ・ 事業開始時までには事業計画書（事業スケジュール）を大阪府へ提出すること。
- ・ 本事業の実施で得られた成果（著作物等）、情報（個人情報を含む。）等については大阪府に帰属する。
- ・ 企画提案した業務を実施するに際して、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。
- ・ 見積りの詳細については、大阪府と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。
- ・ 大阪府は特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容（経費も含む）まで認めるものではない。契約締結及び事業実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- ・ 個人情報の取扱いについては「【地方創生推進交付金事業】平成29年度 中小企業人材確保支援事業に係る企画提案公募要領」特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。

なお、個人情報保護の観点から受託者は『誓約書』（別紙1）を提出すること。

≪同特記事項第8(10)に定める個人情報保護のための必要な措置≫

本業務により知り得た個人情報の取扱いは、本業務に従事する作業員（事業開始時に作業員名

簿を作成し、大阪府へ提出すること。)のみが行うこと。

受託者は、作業員に、同特記事項を遵守する旨の誓約書を提出させること。

- ・ 来年度事業が継続し、次期受託者に変更が生じる場合は、事業開始前までに、円滑かつ誠実な引継ぎを行うこと。
- ・ その他、事業の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。